障害者相談支援システム

なぜこの事業を行っているのですか?

障害者やその家族が支援を必要とする時に、家族以外に相談できる相手が少ないことから、福祉サービスなどの情報を得ることが難しく、必要なサービスを受けられずに孤立してしまうことがあります。 地域において、障害者やその家族が孤立することのないように支え、必要とする支援を受けられるようにサポートすることを目的に、この事業を行っています。

? どのようなことを行っていますか?

区や東京都等の行政機関をはじめ、身体障害者相談員(『解説①)、知的障害者相談員(『解説①)、 委託相談支援事業所(『解説②)が、障害者やその家族からの相談に応じて、その生活を支えていくネットワークを築いています。

「将来どのように生活していこうか?」「介助の方法がわからない。教えてほしい。」といった、地域で生活する障害者やその家族からの相談や要望などに応じて、必要な情報を提供したり、サービスの利用援助や権利擁護のために必要な支援を行ったりと、自立した日常生活、社会生活を営むことができるようにサポートしています。

また、このネットワークの他にも、障害者団体や障害福祉サービス提供事業所、特別支援学校(解説③)など、様々な関係機関が障害者の地域生活を支えています。



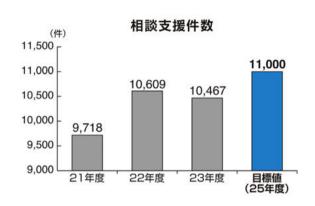
福祉・健康・子育て・教育



事業の進み具合はどうですか?

委託相談支援事業所数は、平成24年9月現在、 身体障害・知的障害を担当する事業所を主に担当する事業所が3箇所、精神障害を主に担当する事業所が1箇所となっています。その他、区の相談窓口として、障害福祉課・松が谷福祉会館(身体障害・知的障害)及び保健予防課(精神障害)があります。

平成23年度の相談支援件数は、10,467件 (身体障害・知的障害・精神障害)で、その内訳は、 福祉サービスの利用等に関する相談や社会参加に関 する相談が多く占めています。



(資料:障害福祉課)



今後はどのように取り組んでいくのですか?

平成24年度には、休日夜間を含む専用電話などによる24時間対応の相談等を開始するとともに、 委託相談支援事業所を1箇所増やすことで、事業の充実を図っています。

また、障害者虐待防止センター (☞解説④) の設置により、障害者の権利擁護をさらに推進していきます。

■この事業に関するお問合せは■

福祉部障害福祉課	03-5246-1203
健康部保健予防課	03-3847-9405

【解説】

- ①身体障害者相談員・知的障害者相談員 区の委託を受けて、身体障害者や知的障害者からの相談援助に当たる人です。
- ②相談支援事業所 障害者自立支援法に基づき、都道府県又は区市町村からの指定を受けて、相談支援を行う事業所です。
- ③特別支援学校

障害児が、「幼稚園・小学校・中学校または高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立できること」を目的とした学校です。

④障害者虐待防止センター 障害者虐待防止法(平成24年10月1日施行)に基づき、障害者虐待の相談や啓発、通報の受 理などを行う機関です。